

第12回農業委員会総会議事録

令和3年12月6日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第42号から第44号)
日程第4 議事(議案第36号から第38号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名

委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 1 人)

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	8 番	炭谷 一三
9 番	森 敏朗	1 2 番	松山 宗則
1 3 番	明石 茂	1 4 番	末永 久義
1 5 番	林 康弘	1 6 番	高橋 吉博
1 7 番	前田 進	1 8 番	竹内 正治
1 9 番	永森 薫	2 0 番	高口 宗範
2 1 番	稲垣 潔	2 2 番	山崎 善夫
2 5 番	小川 博行		

欠 席 委 員 (4 人)

1 0 番	進藤 久司	1 1 番	栗山 信治
2 3 番	堀 正	2 4 番	有沢 敏博

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第43号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

第4 議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第38号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	遠藤 修	副主幹	村中 一也
主査	吉田 大樹	主事	原 美里

射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（松山会長職務代理者）

ただいまから、第12回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（松山会長職務代理者）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「1番 樋上委員」「2番 白山委員」を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（松山会長職務代理者）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(松山会長職務代理者)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

報 告

議長(松山会長職務代理者)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

(報告第4 2号の説明)

議長(松山会長職務代理者)

報告第4 2号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(松山会長職務代理者)

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(松山会長職務代理者)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

(報告第4 3号の説明)

議長(松山会長職務代理者)

次に報告第4 3号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長（松山会長職務代理者）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（松山会長職務代理者）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

（報告第44号の説明）

議長（松山会長職務代理者）

次に報告第44号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（松山会長職務代理者）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（松山会長職務代理者）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。
各案件についてご了承をお願いいたします。

議 事

議長（松山会長職務代理者）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第36号説明・表決）

議長（松山会長職務代理者）

それでは、まず議案第36号農地法第4条第1項の規定による許可申請に

ついて議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）
議案書により説明。

議長（松山会長職務代理者）
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第36号の1番について、林委員より説明をお願いします。

林委員
議案第36号の1番について説明します。
申請地の道路を挟んだ向かい側には、申請地と一体的に利用する申請人の実家があります。
実家は昨年から空き家になっていますが、現在も仏壇等の家財が残っており、管理のために申請人が定期的に訪れています。また、年数回は法事や親族の集まりの際に利用していますが、住宅敷地には庭や建物の配置の関係で駐車可能な部分が存在しないので、本申請地を駐車場として転用するものです。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（松山会長職務代理者）
以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（松山会長職務代理者）
質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第36号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（松山会長職務代理者）
ご異議なしと認めます。議案第36号農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（松山会長職務代理者）

全員挙手です。

よって、議案第36号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第37号説明・表決）

議長（松山会長職務代理者）

次に、議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（松山会長職務代理者）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第37号の1番について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

議案第37号の1番について説明します。

申請人は、市内で自動車整備・自動車販売業を営んでいます。

従業員の駐車場が国道を挟んだ向かい側にあることから、従業員は毎日国道を渡っており、従業員の安全確保のために、会社の近くで駐車場を確保したいと考えています。また、洗車機が近隣住宅の近くにあることから騒音のクレームが入っており、移設を検討しているほか、業務拡大により展示車両の増設を予定しています。

以上のことから候補地を検討したところ、申請地で承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（松山会長職務代理者）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

明石委員

雨水の排水について、しっかり計画されているのか。

事務局（吉田）

周辺の農地との境には、擁壁や溝も設置される予定である。

小川委員

申請地は第1種の農地であるが、第1種農地は原則転用不可ではないのか。

事務局（吉田）

既存地の拡張による転用である。既存の事業所が2,500㎡あり、その半分の面積以内で隣接の農地を転用できる。

議長（松山会長職務代理者）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第37号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（松山会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（松山会長職務代理者）

挙手全員であります。

よって議案第37号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第38号説明・表決）

議長（松山会長職務代理者）

次に、議案第38号農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（松山会長職務代理者）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

永森委員

賃借料が0円の案件があるが、最近は0円での利用権の設定が増えているのか。

事務局（矢野）

最近増えているということではない。また、金額については、当事者同士で決めている。

議長（松山会長職務代理者）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第38号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（松山会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。議案第38号農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（松山会長職務代理者）

挙手全員であります。

よって、議案第38号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（松山会長職務代理者）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第12回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時30分

その他協議・報告事項

総会資料の様式変更について

次回開催場所と時刻について

- ・日 時 令和4年1月7日(金) 午後2時から
- ・会 場 大島分庁舎大会議室

配布資料

- ・のうねん 11月号
- ・農業委員会手帳

その他

議 長

署名委員

署名委員